明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は第六十九回全国植樹祭に御臨場になる件（宮内庁三）　一
○特定適格消費者団体を公示する件（消費者庁三）　一
○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのジャマイカの加入に関する件（外務一七七）　四
○医療法第四条の三第一項の規定に基づき臨床研究中核病院と称することを承認した病院について公示する件（厚生労働二二三）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇五九）　六
○肥料の登録が失効した件（同一〇六〇）　六
○保安林の指定をする件（同一〇六一～一〇七一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業九四）　六
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六五五）　六
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録講習業務の廃止に関する件（同六五六）　六

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣法制局　法務省　埼玉県　長野県
岐阜県　山口県　静岡市　大阪市
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分、職員の免職処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、福島県において開催される第六十九回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、六月九日から同月十一日まで同県へ行幸啓になる。

平成三十年五月十日　宮内庁長官　山本信一郎

○消費者庁告示第三号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第六十五条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を特定適格消費者団体として認定をしたので、同法第六十八条第一項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十日　消費者庁長官　岡村　和美

別表（特定適格消費者団体名簿）

特定適格消費者団体の名称	特定適格消費者団体の住所	特定認定をした日
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号	平成三十年四月二十四日
被害回復関係業務を行う事務所の所在地	さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号	

○外務省告示第百七十七号

ジャマイカ政府は、昭和五十五年十月二十五日にハーグで作成された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の加入書を平成二十九年二月二十四日にオランダ王国外務省に寄託した。よって、同条約は、その第三十八条第三項の規定に従い、平成二十九年五月一日にジャマイカについて効力を生じた。

我が国は、同条約の第三十八条第四項の規定に基づき、平成三十年四月二十日にジャマイカの加入を受け入れる旨を宣言した。よって、同条約は、その第三十八条第五項の規定に従い、平成三十年七月一日に我が国とジャマイカとの間において効力を生ずる。

平成三十年五月十日　外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第二百二十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十日　厚生労働大臣　加藤　勝信

名称	所在地	承認年月日	承認の効力発生年月日
国立大学法人北海道大学病院	北海道札幌市北区北十四条西五丁目	平成三十年三月二十三日	平成三十年三月二十三日

○農林水産省告示第千五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成三十年四月九日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十日　農林水産大臣　齋藤　健